

新愛知県がんセンター基本計画等検討業務
公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

- (1) 業務名
新愛知県がんセンター基本計画等検討業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容
別紙 特記仕様書のとおり。
- (3) 履行期限
2025年3月21日(金)
- (4) 事業費
190,872千円以内（消費税及び地方消費税の相当額を含む）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 単体企業の参加資格

参加者は、以下の要件を満たす者であることを要する。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 参加表明書の提出日から対象業務の見積り日までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- ウ 参加表明書の提出日から対象業務の見積り日までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領または愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- カ 2024年度及び2025年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の入札参加資格者名簿（以下「愛知県建設局名簿」という。）において、業種「建築設計」に登録されている、または、入札参加資格審査申請中であり、契約日時点で名簿登録見込みの者であること。
- キ 2024年度及び2025年度の愛知県会計局の入札参加資格者名簿(以下「愛知県会計局名簿」という。)の「業務(大分類)3. 役務の提供等」、「営業種目(中分類)07. 調査委託」に登録されている、または、入札参加資格審査申請中であり、契約日時点で名簿登録見込みの者であること。
- ク 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ケ 過去10年間(2024年4月1日の10年前から参加表明書を提出する日の前日まで)に、用途が病院に該当する建築物(新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10,000㎡以上(同一敷地内、同一用途での複数棟は、その床面積の合計を認める。)のものに限る。)に係る基本計画又は基本設計(以下「基本設計等」という。)について元請けとして行った実績(完了した業務に限る。)があること。なお、基本設計等を含む設計・施工一括方式による元請けとしての契約の場合で、基本設計等について業務内容が明らかであり、かつ完了が確認できるものについては、実績として認める。また、共同企業体の構成員としての実績(出資比率は問わない。)も認める。
- コ 過去10年間(2024年4月1日の10年前から参加表明書を提出する日の前日まで)に、国、地方公共団体又はこれらに類する団体*が整備する建築物(新築、増築又は改築に限る。)の建設に係る、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づ

いて実施される事業（以下「PFI事業」という。）で、設計、施工、維持管理及び運営を含む、PFI事業の導入可能性調査業務（愛知県PFI導入ガイドライン（以下「愛知県ガイドライン」という。）「PFI導入可能性調査（詳細調査）」の内容を充足する業務）又はPFIアドバイザー業務（愛知県ガイドライン「アドバイザーの選定」で例示される、事業計画の構築に関する支援、PFI事業の手続きに関する支援、民間事業者選定に関する支援、契約に関する支援及び事業の監視に関する支援を総合的に実施する業務）を元請けとして行った実績（完了した業務に限る。支援先とPFI事業者との契約が終了しているかどうかについては問わない。）があること。また、共同企業体の構成員としての実績（出資比率は問わない。）も認める。

※ これらに類する団体

- ・ 地方自治法第284条に定める地方公共団体の組合
- ・ 独立行政法人通則法第2条に定める独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人法第2条に定める地方独立行政法人
- ・ 国立大学法人法第2条に定める国立大学法人

サ 過去（参加表明書を提出する日の前日まで）に、業務として医療の提供を行う独立行政法人又は地方独立行政法人の設立に関する支援業務について、元請けとして行った実績（完了した業務に限る。）があること。また、共同企業体の構成員としての実績（出資比率は問わない。）も認める。

(2) 共同企業体の参加資格

参加者は、以下の要件を満たす者であることを要する。

- ア 構成員のすべてが(1)アからオを満たすこと。
- イ 構成員のすべてが(1)カ又はキを満たすこと。
- ウ 構成員のうち、1者以上が(1)カ、ク及びケを満たすこと。
- エ 構成員のうち、1者以上が(1)キ及びコを満たすこと。
- オ 構成員のうち、1者以上が(1)サを満たすこと。
- カ 共同企業体に係る協定を締結していること。（結成届（様式3-1～3））
- キ 構成員の分担業務が、本業務の共同企業体協定書において明らかであること。
- ク カの協定締結にかかる共同企業体結成届、共同企業体協定書写し、委任状（以下「共同企業体結成届等」という。）を参加表明書提出時において添付すること。ただし、参加表明書提出時において、協定の締結がなされていない場合、技術提案書の提出までに締結し、共同企業体結成届等を添付すること。締結されていることを確認できない場合は、技術提案書を受け付けない。
- ケ 構成員が単体企業として重複して参加することはできない。また、構成員が重複して他の共同企業体の構成員となることはできない。

3 技術提案書を特定するための評価基準

別紙評価基準による。

4 手続き等

(1) 参加表明書の提出期間、提出方法及び提出先

① 提出書類

別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき、以下の書類を提出すること。

- ア 参加表明書（様式1-1）
- イ 業務実施体制（様式1-2）
- ウ 予定技術者の業務経歴等（様式1-3）

- エ 事務所の受賞歴等に関する申告書（様式 1 - 4）
- オ 参加表明書及び技術提案書作成要領 記載事項・提出資料チェックリスト
- カ 共同企業体結成届等（様式 3 - 1 ~ 3）（共同企業体で参加表明書を提出する場合に限る。）

② 提出部数

正本 1 部、副本 1 部（副本は正本の写し）

③ 提出期間

2024 年 6 月 20 日(木)から 2024 年 7 月 8 日(月)まで

なお、持参する場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とし、郵送（一般書留に限る。）により提出する場合は、2024 年 7 月 8 日(月)必着とする。

④ 提出方法

持参又は郵送（一般書留に限る。）により提出すること（電子メール又はファクシミリでの提出は認めない。）。

⑤ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県保健医療局 健康医務部 健康対策課 新がんセンター整備グループ

⑥ 質問及び回答

参加表明書に関する質問は、任意様式により電子メールで提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期間

2024 年 6 月 20 日(木)から 2024 年 6 月 28 日(金)午後 5 時まで

イ 提出方法

別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」に記載。

ウ 質問の回答

2024 年 7 月 2 日(火)までに県ホームページへ掲載する。

⑦ 審査・選定

参加表明書を提出した者（以下「参加者表明者」という。）が多数の場合は、期限までに提出された参加表明書により書面審査を実施し、技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を上位 5 者程度選定する。

⑧ 通知

審査結果については、すべての参加表明者に対し、2024 年 7 月 10 日(水)までに電子メールで通知する。提出要請者には技術提案書提出要請書を送付する。

(2) 技術提案書の提出期限、提出方法及び提出先

提出要請者として選定された参加表明者は、下記により技術提案書を提出すること。

なお、技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項は、別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」による。

① 提出書類

別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき、以下の書類を提出すること。

ア 技術提案書（様式 2 - 1）

イ 業務実施方針（様式 2 - 2）

ウ 参加表明書及び技術提案書作成要領 記載事項・提出資料チェックリスト

エ 共同企業体結成届等（様式 3 - 1 ~ 3）（参加表明書提出時に提出しなかった共同企業体に限る。）

オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 4）

② 提出部数

正本1部、副本1部（副本は正本の写し）

※ 業務実施方針（様式2-2）については事業者名、氏名、ロゴマーク、業務実績のある施設の名称等、応募者が特定できるものを記載しないこと。

③ 提出期間

技術提案書提出要請書到着後から2024年7月19日（金）まで

なお、持参する場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送（一般書留に限る。）により提出する場合は、2024年7月19日（金）必着とする。

④ 提出方法

4(1)④に同じ。

⑤ 提出先

4(1)⑤に同じ。

⑥ 質問及び回答

技術提案書に関する質問は、任意様式で電子メールにより提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期間

2024年6月20日（木）から2024年6月28日（金）午後5時まで

イ 提出方法

別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」に記載。

ウ 質問の回答

2024年7月2日（火）までに県ホームページへ掲載する。

⑦ 審査・特定

プレゼンテーション審査を実施した上で、提出された技術提案書について評価を行い、当該業務について技術的に最適なものを特定する。プレゼンテーション審査の概要は以下の通り。

ア 審査日

2024年7月25日（木）予定

1者あたり15分程度のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

イ 会場

愛知県庁内会議室（予定）

ウ 注意事項

a 審査の詳細は、プレゼンテーション参加者の決定後に通知する。

b プレゼンテーション資料は、業務実施方針（様式2-2）のみとし、パソコン、プロジェクター等の機器は使用できない。

c プレゼンテーションに参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。

⑧ 通知

審査結果はすべての技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）に対し、後日電子メールで通知する。

(3) 非選定等の理由に関する事項

参加表明者のうち当該業務について提出要請者として選定されなかった者若しくは提案者のうち技術提案書が特定されなかった者に対しては、選定又は特定されなかった旨と、その理由（非選定等の理由）を通知する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面

により、愛知県知事に対して非選定等の理由について説明を求めることができる。

5 参考見積書の提出

- (1) 技術提案書を踏まえて必要経費を算出し、技術提案書とともに参考見積書を提出すること。
- (2) 公表されている歩掛かり等で使用できるものは使用すること。
- (3) 見積書の様式は任意様式とする。ただし、作業内容が確認できるように、項目ごとに「歩掛かり」等をできる限り明示すること。
- (4) 委託先として特定された場合は、積算の参考とするために、必要な場合は再度見積もりを依頼することがある。
- (5) 参考見積書は業務内容全体に対して作成すること。

6 関連資料の閲覧及び申込書等の提出

本業務の参考となる関連資料の閲覧を希望する場合は、「様式5-1 業務関連資料閲覧申込書」及び「様式5-2 秘密保持に関する誓約書」を提出すること。なお、「2 参加資格要件」のうち、(1)カ又は(1)キを満たさない者の閲覧は認めない。

(1) 提出期間

2024年6月20日(木)から2024年7月12日(金)午後5時まで(休日を含まない。)

なお、持参する場合は、上記期間(日曜日、土曜日及び休日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、郵送(一般書留に限る。)により提出する場合は、2024年7月12日(金)必着とする。

(2) 提出方法

4(1)④に同じ。

(3) 提出先

4(1)⑤に同じ。

(4) 関連資料の閲覧

閲覧は予約制とし、1者1時間までとする。

7 説明会の開催

この募集要項に関する説明会を以下のとおり開催する。

(1) 日時

2024年6月27日(木)午前10時から(30分程度を予定)

(2) 形態

オンライン形式(Microsoft Teamsによる)

(3) 参加申込方法

参加希望者は、2024年6月26日(水)午後1時までに、電子メール本文に①法人名、②参加代表者氏名、③連絡先(電話番号)、④メールアドレスを記載の上、申し込むこと。

(4) 送信先アドレス

kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

8 業務契約

(1) 契約の締結

特定された提案者から見積書を徴取した後、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、この手続に参加した者が、参加表明書等の提出期限の日から契約の締結の日までの間に、愛知県から指名停止の措置を受けた場合は、その者については当該手続に係る特定の対象とせず、又は契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成の要否

要する。

(3) 契約の履行

契約の履行に当たっては、愛知県と十分協議して進めるものとする。

9 スケジュール（予定）

2024年6月20日(木)	募集要項等の公表
2024年7月2日(火)	質問の受付期限
2024年7月8日(月)	参加表明書の提出期限
2024年7月10日(水)	技術提案書提出要請書送付、選定又は非選定に係る通知書送付
2024年7月19日(金)	技術提案書の提出期限
2024年7月26日(金)	技術提案書の特定又は非特定に係る通知書送付
2024年7月31日(水)	契約

10 その他

(1) 次のいずれかに該当するときは、その参加者の参加表明書及び技術提案書は無効とする。

- ① 参加する資格のない者が参加したとき。
- ② 1者で複数の参加表明書の提出があったとき。
- ③ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ④ 事実と反する参加申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ⑤ 提案者が当該公募に対して二つ以上の提案をしたとき。

(2) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び、参加者及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。参加表明書の業務実施体制は、変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの承諾を県から得るものとする。

(3) 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各参加者及び提案者の負担とする。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

(4) 要求している内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(5) 提出期限以降における提出書類の差し替え、追加又は再提出は認めない。

(6) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとするが、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。

(7) 参加表明書の選定及び技術提案書の特定に係る審査の経過等については非公開とし、問合せには応じない。

(8) 提出及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(9) この要項に定めるものの他、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

(10) 本業務の受注者（共同企業体にあつては、構成員となるすべての企業を含む。）は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施工、運営又は管理に関する事業者の選定における応募又は参画を禁止することを予定している。また、上記の者と、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とする。

11 問合せ先

愛知県保健医療局 健康医務部 健康対策課 新がんセンター整備グループ

電話 052-954-7540（ダイヤルイン）

メール kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp